

2025年4月23日

各位

会社名 株式会社ベクトル
代表者名 代表取締役会長兼社長 西江 肇司
(コード番号: 6058 東証プライム)
問い合わせ先 取締役CFO 後藤 洋介
電話番号 03-5572-6080

監査等委員会設置会社への移行および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2025年5月29日開催予定の第33回定時株主総会（以下、「本株主総会」）の承認を条件として、監査等委員会設置会社へ移行すること、及び本株主総会に定款一部変更の件を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

取締役会の監査・監督機能を強化と経営の効率性を高め迅速な意思決定により、コーポレート・ガバナンス体制を一層充実させ、さらなる企業価値の向上を図ることを目的として監査等委員会設置会社へ移行することといたしました。

(2) 移行時期

2025年5月29日開催予定の第33回定時株主総会において、必要な定款変更について承認可決されることを条件として、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

2. 定款の一部変更

1. 提案の理由

(1) 監査等委員会設置会社への移行について

当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行を予定しております。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除を行うとともに、業務執行の決定の委任に関する規定の新設等を行うものであります。また、現行定款第39条において、監査役の責任限定の規定を定めておりますが、同規定の削除後も、削除前の監査役の行為について責任限定が可能であることを明確にするため、監査役の責任限定に関する経過措置を付則として新設するものであります。

(2) その他

上記の各変更に伴い、文言の修正・削除、条文の新設及び条数等の変更を行うものであります。なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

3. 変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1章 総 則 第1条～第3条 (条文省略) 第4条 (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人 第5条～第14条 (条文省略) 第15条 (招集権者および議長) 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、その議長となる。 2. <u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれを招集し、その議長となる。 第16条～第18条 (条文省略) 第4章 取締役および取締役会 第19条 (取締役の員数) 当社の取締役は、10名以内とする。 (新設) 第20条 (取締役の選任) 取締役は、株主総会において選任する。	第1章 総 則 第1条～第3条 (現行どおり) 第4条 (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) 会計監査人 第5条～第14条 (現行どおり) 第15条 (招集権者および議長) 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により<u>代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。 2. <u>代表取締役</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれを招集し、その議長となる。 第16条～第18条 (現行どおり) 第4章 取締役および取締役会 第19条 (取締役の員数) 当社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>は、10名以内とする。 2. <u>当社の監査等委員である取締役は、3名以内とする。</u> 第20条 (取締役の選任) 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u>

現行定款	変更案
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。 第21条 （取締役の任期） 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 （新設） （新設） 第22条 （取締役会の招集権者および議長） 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、その議長となる。 <u>取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれを招集し、その議長となる。</u> 第23条 （取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. <u>取締役および監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。 第24条 （代表取締役および役付取締役） 代表取締役は、取締役会の決議により<u>定める。</u>	2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。 第21条 （取締役の任期） 取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> 第22条 （取締役会の招集権者および議長） 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役</u>がこれを招集し、その議長となる。 2. <u>代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれを招集し、その議長となる。</u> 第23条 （取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。 第24条 （代表取締役および役付取締役） 代表取締役は、取締役会の決議により<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から選定する。</u>

現行定款	変更案
2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。 3. 取締役会は、その決議により、<u>取締役社長1名を定め、必要に応じて取締役の中から役付取締役各若干名を定めることができる。</u>	2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。 3. 取締役会は、その決議により、必要に応じて取締役の中から役付取締役各若干名を定めることができる。
第25条 (条文省略) (新 設)	第25条 (現行どおり) 第26条 <u>(重要な業務執行の委任)</u> <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議をもって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u>
第26条 (取締役会の議事録) 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。	第27条 (取締役会の議事録) 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。
第27条 (条文省略) 第28条 (取締役の報酬) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受け取る財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。	第28条 (現行どおり) 第29条 (取締役の報酬) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受け取る財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により定める。</u>
第29条 (取締役の責任免除) 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を</u>	第30条 (取締役の責任免除) 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役<u>（業務執行取締役等である者を除く。）との間</u>

現行定款	変更案
限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第5章 <u>監査役および監査役会</u>	第5章 <u>監査等委員会</u>
(新設)	<u>第31条 (監査等委員会の招集通知)</u> <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u>
(新設)	<u>第32条 (監査等委員会の議事録)</u> <u>監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u>
(新設)	<u>第33条 (監査等委員会規程)</u> <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u>
(新設)	<u>第34条 (監査等委員会の決議の方法)</u> <u>監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u>
<u>第30条 (監査役の員数)</u> <u>当会社の監査役は、3名以内とする。</u>	(削除)
<u>第31条 (監査役の選任)</u> <u>監査役は、株主総会において選任する。</u> <u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u>	(削除)

現行定款	変更案
<u>第32条 （監査役の任期）</u> <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</u> <u>2. 補欠として選任された監査役の任期は、他の在任監査役の任期の満了すべき時までとする。</u>	(削除)
<u>第33条 （常勤の監査役）</u> <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u>	(削除)
<u>第34条 （監査役会の招集通知）</u> <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役を開催することができる。</u>	(削除)
<u>第35条 （監査役会の決議方法）</u> <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u>	(削除)
<u>第36条 （監査役会の議事録）</u> <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u>	(削除)
<u>第37条 （監査役会規程）</u> <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u>	(削除)
<u>第38条 （監査役の報酬）</u> <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</u>	(削除)
<u>第39条 （監査役の責任免除）</u> <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任</u>	(削除)

現行定款	変更案
<u>務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度に置いて、取締役会の決議によって免除することができる。</u>	
<u>第40条 （社外監査役との責任限定契約）</u> <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> <u>ただし、当該契約に基づく責任限定額は、法令が規定する額とする。</u>	(削除)
第6章 会計監査人 第41条～第42条（条文省略） (新設)	第6章 会計監査人 第35条～第36条（現行どおり） <u>第37条 （会計監査人の報酬）</u> <u>会計監査人の報酬等は、監査等委員会の同意を得て取締役会が定める。</u>
第7章 計 算 第43条～第46条（条文省略）	第7章 計 算 第38条～第41条（現行どおり）
附 則 (新設)	附 則 <u>（監査役の責任免除に関する経過措置）</u> <u>当社は、第33回定時株主総会において決議された定款の一部変更の効力発生時以前の行為に関し、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>2. 第33回定時株主総会において決議された定款の一部変更の効力発生時以前の行為に関し、任務を怠ったことにより監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を限定する契約については、なお、従前の例による。</u>

以 上